

令和 8 年度 幼児教育の質の向上のための ICT 化支援事業補助金 募集について

1 補助内容

幼稚園等における教員等の業務負担軽減に資するシステム導入や端末の購入等に必要となる費用の一部を助成します。

2 補助対象事業者

学校法人立幼稚園、学校法人立幼稚園型認定こども園

学校法人立幼保連携型認定こども園、社会福祉法人立幼保連携型認定こども園

3 補助対象経費

(1) 幼稚園等における教員等の業務負担軽減に資するため、以下の I から IV に掲げる機能を 1 つ以上有するシステムを導入するために必要となる経費

- I. 教育に係る計画・記録に関する機能
- II. 園児の登園及び降園の管理に関する機能
- III. 保護者等の連絡に関する機能
- IV. キャッシュレス決済に関する機能

！ 注意 ！

- あくまでシステム導入に対する補助金であるため、**既存のシステムや既存の設備にかかる経費は対象外**です。
- **教員等の業務負担を軽減し幼児と向き合う時間を確保すること等を通じて、幼児教育の質の向上を図ることが目的**です。教育の質向上に直接的に貢献すると言えないもの（事務職員のみが使用するシステム等）は対象外です。
- システム導入に経費がかかることが前提です。無料アプリの導入の場合には申請できません。
- PC やタブレット等、**備品のみを購入する場合には申請できません**。
- 他の補助事業と重複して申請することはできませんのでご注意ください。

！ 注意 ！

- 今回の募集では、
 - ・ **令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの期間についてかかる経費**で
 - ・ **令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までに**
 - ・ **契約・導入（設置）・支払（領収書の発行）までの全てが行われる**
 ものについてのみ、補助に申請できます。いずれかの行為が当該期間以外に行われた場合、補助の対象とはなりません。
- 一つの園において**補助を受けた最終年度から 5 年間は、補助を受けることができません**。
 令和 8 年度補助金を交付された場合、**令和 1 2 年度までは当補助金を申請することができなくなります**。 ※（1） I ～ IV の機能のうち、異なる機能を有するシステムを導入する場合には対象となります（例：令和 8 年度に I III の機能を有するシステムを申請。令和 9 年度は IV の機能を有するシステムを申請）。 ※ やむを得ない事情による場合はこの限りではありません。

(2) (1) がある場合に、主な対象経費に追加できる経費

- 導入したシステムのために必須となる PC やタブレット等の備品、附属品や消耗品の購入費（運搬費・調整費等の付帯経費は除く）
- システムのリース料、保守費、通信費（当年度分のみ）
- 端末設置や通信環境整備にかかる工事費、設置費（通信環境の整備については、大規模な施設改修にあたるものを除く）

(3) 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）に基づく犯罪事実確認及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）に基づくデータベース活用等を実施するための端末等の購入及び通信環境の整備等に必要となる経費

4 補助対象経費の上限・補助金額**(1) 補助対象経費**

学級数により、**補助対象経費**の上限額が異なります。

- ・ 6学級以下の場合：1施設当たり 100万円まで
- ・ 7学級以下の場合：1施設当たり 150万円まで

※ 学級数については、原則として補助金申請年度の学校基本調査で回答する学級数とします。

※ 学校基本調査においては0～2歳児の学級数を回答しないため、認定こども園における3号児の学級数については以下の算定方法により算定してください。

$$(\text{3号児学級数}) = (\text{0歳児在園児数}) \times 1 / 3 + (\text{1～2歳児在園児数}) \times 1 / 6$$

(2) 補助金額**補助対象経費の1/2（千円未満切捨て）**

- ・ 6学級以下の場合、**補助金額は最大 50万円**（補助対象経費の上限額の1/2）
- ・ 7学級以上の場合、**補助金額は最大 75万円**（補助対象経費の上限額の1/2）

※ 補助対象経費が上限額を下回る場合には、補助対象経費の1/2

（例：補助対象経費が80万円の場合には、学級数に関わらず補助金額は40万円）